

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	就業制限	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第18条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第11条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">・設 定</span> <span>・設定できない</span> <span>・基準を公開できない</span> </div> <p>                     処分基準                      市長が、一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき。                 </p> <p>                     処分の対象                      一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者又は無症状病原体保有者                 </p> <p>                     処分内容                      感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間、従事を禁止する。                 </p> <p>                     就業制限の対象業務                      当該者に次のとおり就業制限の対象業務が定められている。                 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病 及びラッサ熱                          →飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務</li> <li>・結核                          →接客業その他の多数の者に接触する業務</li> <li>・ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、新型インフルエンザ等感染症、痘そう、鳥インフルエンザ（H5N1）、ペスト及び指定感染症                          →飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業 其他多数の者に接触する業務</li> <li>・急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス                          →飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務</li> </ul> <p>                     就業制限の期間                      感染症の区分に応じ、次のとおり就業制限の期間が定められています。                 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）及び指定感染症                          →その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間</li> <li>・上記以外の感染症                          →その病原体を保有しなくなるまでの期間</li> </ul>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>・聴 聞</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">・弁 明</span> </div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	